

（仮称）旧上瀬谷通信施設公園における新しい公園計画検討業務委託 提案書作成要領

本業務における提案書作成要領は、次のとおりです。

1 件名

（仮称）旧上瀬谷通信施設公園における新しい公園計画検討業務委託

2 業務の内容

別紙業務説明資料のとおり

概算業務価格（上限）は約 50,000 千円（税込）です。

3 プロポーザルの流れ

事項	時期
① 公募型プロポーザル内容の HP 公表	令和 7 年 5 月 2 日（金）
② 参加意向申出書の提出期限	令和 7 年 5 月 15 日（木） 午後 5 時まで
③ 参加資格確認結果通知書送付	令和 7 年 5 月 19 日（月）
④ 質問書の提出期限	令和 7 年 5 月 26 日（月） 午後 5 時まで
⑤ 質問書回答	令和 7 年 5 月 28 日（水）
⑥ 提案書の提出期限	令和 7 年 6 月 6 日（金） 午後 5 時まで
⑦ 評価委員会	令和 7 年 6 月中旬頃
⑧ 結果通知書の送付	令和 7 年 6 月下旬頃
⑨ 契約締結	令和 7 年 7 月上旬頃

4 参加資格

本プロポーザルへの参加資格を有する者は、(1) または (2) のいずれかの条件を満たす者とします。

(1) 参加者が単体の企業の場合は、次の条件を全て満たすこと

ア 令和 7・8 年度横浜市一般競争入札参加有資格者名簿（設計・測量等）において、「本社の基本情報」の「規模区分」が「中小企業」、「所在地区分」が「市内」として登載されていること。

イ アの名簿において、種目「904:造園設計」を 1 位で登録しており、かつ細目 A「公園緑地基本・実施設計」、B「公園緑地企画・調査・計画」を登録していること

ウ アの名簿において、種目「905:建設コンサルタント等の業務」細目 A「建設コンサルタント・都市計画・まちづくり」を登録していること

エ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと

オ 成年被後見人、被保佐人、被補助人及び未成年でないこと

カ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者でないこと

キ 銀行取引停止処分を受けている者でないこと

ク 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申立又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続きの申立がなされている者（更生又は再生の手続開始の決定がなされている者で履行不能に陥るおそれがないと

横浜市が認めたものを除く。) でないこと

ヶ 参加意向申立書の提出期限から受託者の特定の日までの期間、横浜市指名停止等措置要綱（平成 16 年 4 月 1 日）の規定による指名停止を受けていないこと

コ 横浜市暴力団排除条例（平成 23 年 12 月横浜市条例第 51 号）第 2 条第 2 号に規定する暴団、同条第 4 号に規定する暴力団員等、同条第 5 号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第 7 条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でないこと

サ 神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年 12 月神奈川県条例第 75 号）第 23 条第 1 項又は第 2 項に違反している事実がない者であること

シ 本業務委託の完了まで、業務を履行できること

(2) 参加者が共同企業体である場合は、次の条件を全て満たすこと

ア 代表者たる構成員は、4(1)ア～4(1)シを全て満たすこと

イ 代表者以外の構成員は、以下の条件を全て満たすこと

(ア) 令和 7・8 年度横浜市一般競争入札参加有資格者名簿（設計・測量等）または（物品・委託等）に登載されていること

(イ) 4(1)エ～4(1)シの条件を全て満たすこと

ウ 本プロポーザルにおいて、共同企業体の各構成員は、他の共同企業体の構成員になっていないこと。また、共同企業体の構成員は、単体の企業として参加していないこと

(3) その他

令和 7・8 年度横浜市一般競争入札有資格者名簿に登載されていない場合は、参加意向申出書の提出時までに登録申請しており受託候補者を特定する期日までに令和 7・8 年度横浜市一般競争入札有資格者名簿への登載が完了していれば、4(1)ア及び 4(2)イ(ア)の条件を満たすこととします。

5 参加に係る手続き

(1) 参加意向の申出

本プロポーザルに参加を希望する者は、以下アの書類のうち、該当するものを各 1 部提出し、必ず参加意向を申し出てください。

ア 提出書類

・参加意向申出書（様式 1）

・共同企業体協定書委任状（様式 2） ※参加者が共同企業体の場合のみ提出

・誓約書（様式 3）

・令和 7・8 年度横浜市一般競争入札有資格者名簿に登録申請していることが確認できる書類（申請受付内容及び入札参加資格審査申請書等）の写し ※参加者が当該名簿へ登載されておらず登録申請中の場合のみ提出

イ 参加意向申出書の提出期限

令和 7 年 5 月 15 日（木）午後 5 時まで（必着）

ウ 提出先

横浜市脱炭素・GREEN×EXPO 推進局上瀬谷公園企画課 担当：明石、白井

所 在 地：〒231-0005 横浜市中区本町 6 丁目 50 番地の 10

電 話：045-671-4615

電子メール：da-koenkikaku@city.yokohama.lg.jp

エ 提出方法

電子メール又は郵送又は持参

(注意事項)

- ・原則、提出期限を過ぎた場合は受け付けません。
- ・電子メール又は郵送の場合は、発送後に必ず提出先まで電話連絡による到達確認を行ってください。
- ・郵送の場合は、書留郵便とし、期限までに到着するように発送してください。
- ・持参の場合は、平日午前9時～正午と午後1時～5時に、市庁舎内の脱炭素・GREEN×EXPO 推進局上瀬谷公園企画課にて受け付けます。

(2) 参加資格確認結果の通知

参加意向申出書を提出した者のうち、参加資格が認められた者及び認められなかつた者に対して、その旨及びその理由を参加資格確認結果通知書により、電子メールで通知します。

ア 令和7年5月19日(月)までに通知します。

イ 参加資格が認められた者には、合わせてプロポーザル関係書類提出要請書及び業務説明資料に示す補足資料(非公表)を電子メールにて送付します。

ウ 参加資格が認められなかつた旨の通知を受けた申出者は、書面により参加が認められなかつた理由の説明を求めるることができます。なお、この書面の提出期限は、本市が通知した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日後の午後5時までとします。本市は上記の書面を受領した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日以内に説明を求めた者に対し書面により回答します。

6 質問書の提出

本要領等の内容について疑義のある場合は、次により質問書の提出をお願いします。
質問内容及び回答については、参加資格が認められた者の全者に送付します。

なお、質問事項のない場合は、質問書の提出は不要です。

(1) 提出書類

質問書(様式4)

(2) 質問書の提出期限

令和7年5月26日(月) 午後5時まで(必着)

(3) 提出先

横浜市脱炭素・GREEN×EXPO 推進局上瀬谷公園企画課 担当: 明石、白井

所 在 地: 〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10

電 話: 045-671-4615

電子メール: da-koenkikaku@city.yokohama.lg.jp

(4) 提出方法

電子メール又は郵送又は持参

(注意事項)

- ・原則、提出期限を過ぎた場合は受け付けません。
- ・電子メール又は郵送の場合は、発送後に必ず提出先まで電話連絡による到達確認を行ってください。
- ・郵送の場合は、書留郵便とし、期限までに到着するように発送してください。
- ・持参の場合は、平日午前9時～正午と午後1時～5時に、市庁舎内の脱炭素・GREEN×EXPO 推進局上瀬谷公園企画課にて受け付けます。

(5) 質問書への回答日及び方法

令和7年5月28日(水)までに質問内容及び回答を電子メールにて送付します。

7 提案書の提出

参加資格が認められた者において、以下(1)に記載の提案書等の書類を所定の様式に沿って作成し、提出してください。

(1) 提出書類

ア 提案書表紙（様式5）

イ 業務実施体制（様式6）

ウ 予定技術者等一覧（様式7）

エ 予定技術者等の経歴等（様式8）

オ 予定技術者等の同種・類似業務実績（様式9）

カ 業務の実施方針（様式10）

キ 業務に関する提案（ア）、（イ）（様式11、12）

ク ワーク・ライフ・バランス等、企業としての取組（様式13）

ケ 提案書の開示に係る意向申出書（様式14）

コ 参考見積書（様式15）

(2) 提案書の提出期限

令和7年6月6日（金）午後5時まで（必着）

(3) 提出部数

ア 紙7部（正1部、複写用6部）

イ 電子データ：1部（PDF形式、CD・DVDに記録したもの）

(4) 提出先

横浜市脱炭素・GREEN×EXPO 推進局上瀬谷公園企画課 担当：明石、白井

所 在 地：〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10

電 話：045-671-4615

(5) 提出方法

郵送又は持参

（注意事項）

・原則、提出期限を過ぎた場合は受け付けません。

・郵送の場合は、発送後に必ず提出先まで電話連絡による到達確認を行ってください。

・郵送の場合は、書留郵便とし、期限までに到着するように発送してください。

・持参の場合は、平日午前9時～正午と午後1時～5時に、市庁舎内の脱炭素・GREEN×EXPO 推進局上瀬谷公園企画課にて受け付けます。

(6) 提案書作成の留意点

提案書の作成にあたっては、以下の事項に留意してください。

ア 提案書は、別添の所定の書式（様式5～15）に基づき作成するものとします。

イ 用紙の大きさは原則A4版縦とします。各ページに必ずページ番号を記載してください。

ウ 文字は注記等を除き原則として10ポイント程度以上の大きさとし、所定の様式に収まる範囲で記述してください。

エ 公平な評価のため、評価委員会では提案事業者名を黒塗りして評価を行います。
提案書の所定箇所以外の「提案事業者名」及び「提案事業者名が推定できるような表現」は記載しない、もしくはマスキングをしてください。

オ 提案は、考え方を文書で簡潔に記述してください。

カ 文書を補完するため最小限のイメージ図・イラスト等の使用は可能です。

キ 具体的な設計図、模型（模型写真含む）、透視図等の使用は認めません。

ク 多色刷りは可とします。

(7) その他

ア 所定の様式以外の書類については受理しません。

イ プロポーザルの提出後、本市の判断により補足資料の提出を求めることがあります。

ウ 提出された書類は、返却しません。

オ プロポーザルの提出は、1者につき1案のみとします。

カ 提案書提出後、提案内容の変更は認められません。

8 評価基準

提案書評価基準のとおり。なお、参考見積金額は評価の対象になりません。

9 プロポーザルに関するヒアリング

次により提案内容に関するヒアリングを行います。

(1) 実施日時 6月中旬頃

(2) 実施場所 横浜市役所内会議室

(3) 出席者 管理技術者を含む3名以下としてください。

(4) その他 提案書をもとに実施します。

ヒアリング時には、事業者名は名乗らないでください。

詳細は別途通知します。

10 プロポーザルに係る審議

本プロポーザルの実施及び特定等に関する審議は、次に示す委員会で行います。

名 称	脱炭素・GREEN×EXPO 推進局第一 入札参加資格審査・指名業者選定 委員会	(仮称) 旧上瀬谷通信施設公園における新しい公園計画検討業務委託に 係るプロポーザル評価委員会
所掌事務	プロポーザルの実施、受託候補者の 特定に関するこ	プロポーザルの評価に関するこ
委 員	脱炭素・GREEN×EXPO 推進局長 総務部長 戦略企画部長 脱炭素社会移行推進部長 GREEN×EXPO 推進部長 上瀬谷交通整備部長 上瀬谷公園企画部長 技術監理課長 経理課長 財政局契約第二課長	委員長 脱炭素・GREEN×EXPO 推進局 総務部長 副委員長 脱炭素・GREEN×EXPO 推進局 GREEN×EXPO 推進部長 委員 脱炭素・GREEN×EXPO 推進局 上瀬谷公園企画課長 総務局危機管理室 防災企画課長 みどり環境局 戦略企画課担当課長

11 特定・非特定の通知

提案書を提出した者のうち、プロポーザルを特定した者及び特定されなかつた者に対して、その旨及びその理由を結果通知書により、電子メールで通知します。

- (1) 令和7年6月下旬頃に通知します。
- (2) 特定されなかった旨の通知を受けた提案者は、書面により特定されなかった理由の説明を求めるすることができます。なお、書面は、本市が通知を発送した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日後の午後5時までに提案書提出先まで提出しなければなりません。

本市は上記の書面を受領した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日以内に説明を求めた者に対し書面により回答します。

12 留意事項

- (1) 以下の条件に該当した場合、プロポーザルは無効となります。
- ア 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
 - イ 提案書作成要領に指定する提案書の作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの
 - ウ 提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
 - エ 提案書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
 - オ 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの
 - カ 虚偽の内容が記載されているもの
 - キ 本プロポーザルに関して委員会委員と不正な接触があった者
 - ク ヒアリングに出席しなかった者
- (2) 提案書の作成及び提出等に係る費用は、貴社の負担とします。
- (3) 手続において使用する言語及び通貨
- ア 言語 日本語
 - イ 通貨 日本国通貨
- (4) 契約書作成の要否
- 特定された受託候補者と、後日、本市の決定した予定価格の範囲内で業務委託契約を締結します。その際、受託者において契約書を作成することを要します。なお、業務委託条件・仕様等は、契約段階において若干の修正を行うことがあります。
- (5) 提案書等の取扱い
- ア 提出された提案書等は、プロポーザルの特定以外に提出者に無断で使用しないものとします。
 - イ 提出された提案書等は、他の者に知られることのないように取り扱います。ただし、「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」等関連規定に基づき公開することがあります。
 - ウ プロポーザルの実施または公開等の際に、提出された提案書等の複製を作成することがあります。
 - エ 提出された書類は返却しません。
 - オ プロポーザルは、受託候補者の特定を目的に実施するものであり、契約後の業務は必ずしも提案内容に沿って実施するものではありません。
- (6) その他
- ア プロポーザルに虚偽の記載をした場合は、プロポーザルを無効とするとともに虚偽の記載をした者に対して、本市各局の業者選定委員会において特定を見合わせることがあります。
 - イ プロポーザル実施のために本市が作成した資料および参考資料として交付した資料については、本市の了解なく公表・使用することはできません。
 - ウ 参加意向申出書の提出期限以後、受託候補者の特定の日までの手続期間中に指名

停止となった場合は、以後の本件に関する手続の参加資格を失うものとします。また、受託候補者として特定された者が指名停止となった場合は、次順位の者と業務委託契約の手続を行います。

- エ 提案書を提出した後に辞退する場合は、速やかに本市に連絡するとともに、書面（様式 16）にて申し出てください。